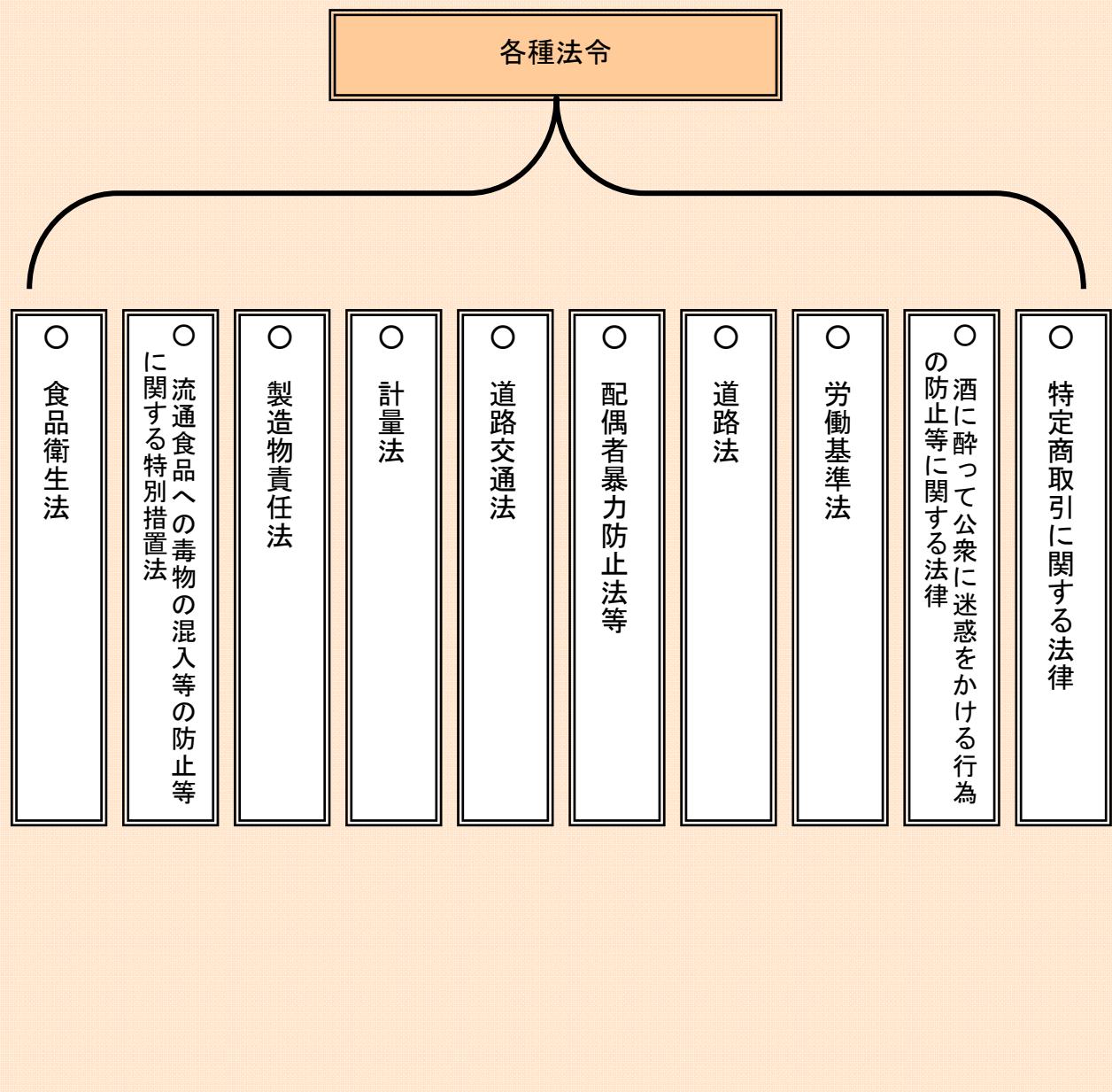


第3章 参考法令

この章では、酒類販売に関連して、知っておいていただきたい各種法令について説明しています。



1 食品衛生法

(1) 販売等に関する一般的な規制

イ 食品の安全衛生を確保するためには、食品自体が清潔かつ衛生的であることはもちろんのこと、食品の生産から流通、消費に至るすべての過程で、食品に接触する物や食品に対する取扱いが清潔かつ衛生的でなければなりません。そこで、食品衛生法第5条では、食品の「清潔で衛生的」な取扱いを食品営業者に義務付けています。

なお、食品衛生法は食品全般に適用されますので、酒類についても食品衛生法の適用を受けることになります。

ロ 本来、不衛生な食品は廃棄すべきものであり、不衛生な食品を製造し販売することは絶対に行ってはいけません。食品衛生法第6条では、人の健康を損なうおそれがある食品等を規定し、それらの販売（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含みます。）、製造、輸入、加工等を禁止しています。食品衛生法第6条において販売等が禁止されている食品とは次の4つのものです。

- ① 腐敗したり変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは除かれています。このただし書きには発酵させて製造された、くさや、納豆、みそ、酒などがあります。
- ② 有毒な物質や有害な物質が含まれたり、付着したり、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として、厚生労働大臣が定める場合は除きます。
- ③ 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。細菌性食中毒の原因食品は典型的な例といえます。
- ④ 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

なお、食品営業者が不衛生な食品を販売したり、販売の用に供するため製造、輸入、使用等を行った場合、食品衛生法第54条、第55条及び第56条の規定により、当該食品の廃棄、許可の取消し、営業の禁停止等の行政処分を命じられることがあります。

(2) 事業者の責務

食品衛生法第3条の規定に基づき、食品等事業者は自らの責任においてその食品等の安全性を確保するため、

- ① 食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得
- ② 原材料の安全性の確保及び自主検査の実施
- ③ 仕入元等の記録の作成・保存

等を行うこととされています。

これらの事業者の責務は努力義務であり、直ちに罰則が適用されるものではありませんが、食品の安全確保のために事業者の自主的な取組を求めるものであり、必要に応じて保健所等から指導等が行われます。

(3) 表示の基準

食品衛生法第19条の規定に基づき、内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品又は添加物等の表示の基準を定めることができることとされています。また、この基準に合う表示のない食品又は添加物等は販売、陳列又は営業上使用してはならないとされており、この規定に違反した者は、2年以下の懲役又は200万円以下（法人は1億円以下）の罰金刑に処せられます。

食品衛生法に基づく表示事項のうち、主な事項は次のとおりです（食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令）。

- ① 名称
- ② 消費期限又は賞味期限
- ③ 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名（法人にあっては、その名称）
- ④ 添加物
- ⑤ アレルギー物質を含む食品に関する事項
- ⑥ 遺伝子組換え食品に関する事項

（注）1 これらのうち「①名称」、「③製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名」及び「⑥遺伝子組換え食品に関する事項」については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 第86条の5及び「酒類における有機等の表示基準」においても表示が義務付けられている事項です。

2 「②消費期限又は賞味期限」及び「⑤アレルギー物質を含む食品に関する事項」の表示は、酒類については省略することができます。

2 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法

公衆に販売される飲食物（以下「流通食品」といいます。）の製造（採取及び加工を含みます。）、輸入又は販売を業とする者は、流通食品に毒物が故意に混入、添加、塗布されること及び毒物が混入、添加、塗布された飲食物が故意に他の流通食品と混在させられることの防止に努めるとともに、毒物の混入等があったことを知ったときは、直ちにその旨を警察官等に届け出なければならないこととされています。

また、国又は地方公共団体が講ずる流通食品への毒物の混入等の防止に関する施策に対しても協力することが求められています。

3 製造物責任法

(1) 法律の趣旨等

イ 製品関連事故における被害者の円滑かつ適切な救済という観点から、損害賠償に関するルールを民法一般原則である「過失」責任から「欠陥」責任に転換すること

により、被害者の立証負担を軽減することを目的として製造物責任法が制定されました。

(注) 製造物責任法は、故意又は過失を責任要件とする不法行為（民法第709条）の特則として、欠陥を責任要件とする損害賠償責任を規定したものです。

- ロ 製品の欠陥に起因する事故が発生した場合の被害救済については、同法により、製造者等が自ら製造、加工、輸入し、又は一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥によって、人の生命、身体又は財産に被害が生じたときは、原則として、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずるものとされています。
- ハ 一般に製造物の欠陥は、その発生過程に応じて、①製造上の欠陥、②設計上の欠陥、③指示・警告表示上の欠陥、の三類型に分類されることから、製品そのものの欠陥だけでなく、酒類の容器・包装に適切な指示・警告表示をしなかった場合にも製造物責任法上の賠償責任が問われる場合があります。

(2) 酒類の指示・警告表示の在り方

酒類の指示・警告表示の在り方については、「酒類の指示・警告表示の在り方について（中間報告）」（平成7年6月中央酒類審議会表示部会）において、基本的考え方及び記載事項について次のように提言されています。

(注) 中央酒類審議会は国税庁に設置されていたものであり、他の審議会とともに、平成13年に国税審議会に統合されています。

イ 基本的考え方

酒類は致酔性を有する飲料であり、飲酒についての通常の危険を指示・警告表示していないからといって、必ずしも製造物責任法上の指示・警告上の欠陥に該当するとは限りません。

しかし、酒類の指示・警告表示が欠陥に該当し、これにより人の生命、身体又は財産を侵害した場合には、過失の有無にかかわらず、酒類製造業者等はこれにより生じた損害を賠償する責任を負うことになります。

(注) 「飲酒についての通常の危険」の指示・警告の例：過度の飲酒は健康上問題がある旨、依存性がある旨、一時大量摂取により急性アルコール中毒になる旨等

ロ 指示・警告表示をした方が望ましい記載事項

(イ) 酒類であることの表示

清涼飲料と見間違う絵・図柄等がデザインされた酒類については、酒類の容器の前面に当該商品が「酒」であることを大きく、見やすく表示するとともに、子供にも理解しやすいように漢字にはふりがなを付す等の工夫をすることが望ましい。また、アルコール分の表示については、文字を大きく、かつ、容器の前面に表示することが望ましい。

(ロ) 未成年者飲酒防止のための表示

「未成年者の飲酒は禁じられています。」、「お酒は20歳になってから」等の表示を、業務用等の特殊容器を除く容器に表示することが望ましい。

(注)「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」(国税庁告示)により、平成9年7月以降、酒類の容器及び包装には、「未成年者の飲酒は法律で禁じられています」、「お酒は20歳になってから」等の表示をすることとされています。

(ハ) その他の表示

- お燶機能付きの酒類については、お燶の仕方等の注意事項を文章で表示するとともに、分かりやすく図解により説明することが望ましい。
- 電子レンジ等でお燶をすることが想定される酒類については、キャップをはずしてからお燶する等その取扱いについて表示することが望ましい。
- 品質保存のため冷蔵保存が必要な酒類については、「要冷蔵」等の保存方法を表示することが望ましい。
- スパークリングワイン等の高圧の炭酸ガス入りの酒類については、開栓時の注意事項を表示することが望ましい。
- 1.8L びんの二重王冠の酒類については、開封時の注意事項を表示することが望ましい。

《参考》製造物責任法の制定後、初めて製造物責任を肯定した裁判例

名古屋地裁（平成11年6月30日）

Xは、Yが経営するファースト・フード店でハンバーガー、フライド・ポテト、オレンジジュースを購入し飲食したが、オレンジジュースを飲んだ後吐血した。Xは、オレンジジュースに異物が混入しており、この異物によって負傷したと主張したものである。

この事例における判決は、オレンジジュースの製造工程、販売、飲食の経過を詳細に認定した上で、「オレンジジュースに異物が混入する可能性は否定できない」とし、「オレンジジュースが通常有すべき安全性を欠いていたことから、オレンジジュースには製造物責任法上の「欠陥」があると認められる」と判断し、Yに慰謝料等の支払いを命じた。

4 計量法

(1) 特定商品の計量

酒類ほか政令で指定されている29品目（「特定商品」といいます。）の販売業者は、物象の状態の量（以下「特定物象量」といい、特定商品ごとに政令で定められています。酒類の場合は体積。）を法定計量単位（酒類の場合はリットル又はミリリットル）で示して販売するときは、政令で定める誤差（「量目公差」といいます。）を超えないように計量しなければならないとされています。

(参考) 政令で定める誤差

表 示 量	誤 差
5ミリリットル以上 50ミリリットル以下	4パーセント
50ミリリットルを超え 100ミリリットル以下	2ミリリットル
100ミリリットルを超え 500ミリリットル以下	2パーセント
500ミリリットルを超え 1リットル以下	10ミリリットル
1リットルを超え 25リットル以下	1パーセント

(注) 酒類については、5ミリリットルから5リットルまでの範囲内で量目公差が適用されます。

(2) 密封をした特定商品に係る特定物象量の表記

酒類ほか政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品を密封するときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならないこととされています。

(注) 密封するとは、容器又は包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ量を増加、又は減少することができないようになります。いわゆるラップ包装では、皿をストレッチフィルム等で覆い、フィルム自体又はフィルムと皿とが融着しているもの又は包装する者が特別に作成したテープで止めているものをいいます。

(3) 輸入した特定商品に係る特定物象量の表記

酒類のほか政令で定める特定商品の輸入事業者は、密封をされた特定商品を輸入して販売するときは、量目公差を超えないように計量をされた特定物象量が経済産業省令で定めるところにより、その容器又は包装に表記されたものを販売しなければならないこととされています。

(4) 勧告等

(1)から(3)の規定が遵守されないため、その特定商品を購入する者に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、都道府県知事又は特定市町村の長は、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができ、その勧告に従わない場合には、その旨を公表することができるとしています。更に、その勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合には、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ、違反した者は 50 万円以下の罰金刑に処せられます。

(5) 特定計量器の定期検査

検定証印や基準適合証印のついた正確なはかりも、使用しているうちに誤差が生じる場合があります。

そこで、商店などで取引又は証明に使用されているはかりは、2年に1度、定期検査を受けることが義務付けられています。

この定期検査は、主に都道府県、特定市等が行いますが、国家資格をもった計量士も行っています。

定期検査に合格したはかりには合格した年月が表示された「定期検査済証印」が貼られます。この証印（ステッカー）が貼られていないはかりや定期検査に合格した年月から2年が経過したはかりは、取引又は証明に使用できません。

定期検査を受けないで、はかりを取引又は証明に使用した場合には、50 万円以下の罰金に処せられます。

5 道路交通法

(1) 酒気を帯びて車両等を運転することは道路交通法で禁止されています。

(注) 1 身体に道路交通法施行令で定める程度以上にアルコールを保有している状態で車両等を運転した場合について、酒気帯び運転として処罰されます。

道路交通法施行令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液 1 ミリリットルにつき 0.3 ミリグラム以上又は呼気 1 リットルにつき 0.15 ミリグラム以上となっています。

2 酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態）で車両等を運転した場合については酒酔い運転として処罰されます。

(2) 酒気帯び運転をした者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

また、酒酔い運転をした者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

(3) 酒気を帯びて車両等を運転するおそれのある者に対して酒類を提供すること、飲酒を勧めることは道路交通法で禁じられています。

(注) 飲酒運転同乗者及び酒類提供行為者のうち、運転者が酒気帯びの場合には、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金、運転者が酒酔いの場合には、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。また、車両提供者の場合は、運転者が酒気帯びの場合には、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、運転者が酒酔いの場合には、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等

配偶者からの暴力（いわゆる DV=Domestic Violence）や児童虐待の背景には、成育歴や経済問題等の様々な要素があると指摘されていますが、アルコール問題もその背景因子の一つであると考えられています。

一方、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（いわゆる「配偶者暴力防止法」）の規定に基づき、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならぬことが、国民一般の努力義務として定められています。また、児童虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、「児童虐待の防止等に関する法律」の規定に基づき、速やかに児童相談所等に通告しなければならないことが、国民一般の義務として定められています。

アルコールが配偶者からの暴力や児童虐待に及ぼし得る影響をかんがみて、酒類小売業者においても、日頃から、これらの通告に対する意識を高めていく必要があります。

7 道路法

商品置場等を継続して道路（道路予定区域を含む。）に設けようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならないとされています（道路占用許可）。

道路管理者の許可を受けずにこれらの物件を道路上に設けた場合には、道路管理者から除却命令等の監督処分を受け、又は罰せられることがあります。

(注) 道路占用許可是、道路の敷地外に余裕がなくやむを得ないものについて、道路の構造や交通への影響の有無等を踏まえて判断されるものとされています。

8 労働基準法

(1) 満18歳に満たない者を深夜業（午後10時から午前5時まで）に従事させることは法律で禁じられています。

(2) この禁止規定に違反した者は、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。

(注) 税務署においては、酒類の適正な販売管理の確保の観点から、酒類販売管理者がその選任された小売販売場に長時間不在となるときは、酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として指名（成年者を指名することが望ましい）し、配置させるよう指導することとしており、特に夜間（23時～翌日5時）については成年者とするよう指導することとしています。

9 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

この法律では、「すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない。」とされています。

10 特定商取引に関する法律

酒類を通信販売により販売する場合には、「特定商取引に関する法律」により規制されます。

(注) 通信販売とは、例えば新聞や雑誌、テレビ、インターネット上のホームページ（インターネット・オークションサイトを含む。）などによる広告や、ダイレクトメール、チラシ等を見た消費者が、郵便や電話、ファクシミリ、インターネット等で購入の申し込みを行う取引方法をいいます。

(1) 通信販売についての広告義務（法第11条）

「通信販売」を行う事業者は、その広告の中に以下の事項を表示する義務があります。

- ① 販売価格（送料についても表示が必要）
- ② 代金（対価）の支払い時期、方法
- ③ 商品の引渡時期
- ④ 商品の売買契約の申し込みの撤回又は解除に関する事項（返品の特約がある場合はその旨含む。）
- ⑤ 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号
- ⑥ 事業者が法人であって、電子情報処理組織を利用する方法により広告をする場合には、当該事業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名
- ⑦ 申込みの有効期限があるときには、その期限
- ⑧ 販売価格、送料等以外に購入者等が負担すべき金銭があるときには、その内容及びその額
- ⑨ 商品に隠れた瑕疵がある場合に、販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
- ⑩ 商品の販売数量の制限等、特別な販売条件があるときには、その内容
- ⑪ 請求によりカタログ等を別途送付する場合、それが有料であるときには、その金額

(12) 電子メールにより商業広告を送る場合には、事業者の電子メールアドレス

(2) 誇大広告等の禁止（法第12条）

「通信販売」を行う事業者は、商品の提供条件について広告をするときは、商品の品質や商品の原産地などについて、著しく事実に相違する又は実際のものよりも著しく優良と誤認させる表示（誇大広告等）をすることが禁じられています。

(3) 未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止等（法第12条の3）

特定商取引法は、消費者があらかじめ承諾しない限り、事業者が電子メール広告を送信することを原則禁止しています。電子メール広告の提供について、消費者から承諾や請求を受けた場合は、最後に電子メール広告を送信した日から3年間、その承諾や請求があった記録を保存することが必要です。以下のような場合は、規制の対象外となります。

- ① 「契約の成立」「注文確認」「発送通知」などに付随した広告
- ② メールマガジンに付随した広告
- ③ フリーメール等に付随した広告

(4) 承諾等の通知（法第13条）

「通信販売」を行う事業者は、商品の売買契約の申込みを受け、かつ、代金の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、申込みを承諾する旨又はしない旨を書面、相手方の承諾を得たときは電子メール等により通知しなければいけません（遅滞なく商品を送付したときはこの限りではありません。）。

【× ×】

【参考】みんなで守る「飲酒運転を絶対にしない、させない」（警察庁ホームページより）
(<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/insyuunten/index.htm>)

飲酒運転による交通事故は、平成 18 年 8 月に福岡県で幼児 3 人が死亡する飲酒事故が発生するなど大きな社会問題となり、その後、各方面の取組みによって減少傾向にありますが、依然として飲酒運転による悲惨な事故は後を絶ちません。

19 年 9 月に飲酒運転の厳罰化、21 年 6 月には悪質・危険運転者に対する行政処分が強化されました。飲酒運転を根絶させるためには、国民の皆さん一人ひとりに「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持っていただく必要があります。

飲酒運転は重大交通事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪です。

国民の皆さん一人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」ことを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！

【行政処分】

酒酔い運転

（「酒酔い」とは、「アルコールの影響により車両等の正常な運転ができない状態」をいう。）

- ・ 基礎点数 35 点
免許取消し 欠格期間 3 年（※）

酒気帯び運転

- ・ 呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満
基礎点数 13 点
免許停止 期間 90 日（※）
- ・ 呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上
基礎点数 25 点
免許取消し 欠格期間 2 年（※）

（※）前歴及びその他の累積点数がない場合

（※）欠格期間とは、運転免許が取り消された場合、運転免許を受けることができない期間

【罰則】

車両を運転した者

- ・ 酒酔い運転をした場合
5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
- ・ 酒気帯び運転をした場合
3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

車両を提供した者

- ・ （運転者が）酒酔い運転をした場合
5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

- （運転者が）酒気帯び運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類を提供した者、飲酒をすすめた者又は同乗した者

- （運転者が）酒酔い運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- （運転者が）酒気帯び運転をした場合
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



○ 飲酒運転はなぜ危険か？

～飲酒運転の死亡事故率（※）は飲酒なしの9.1倍（平成25年中）～

アルコールは「少量でも」脳の機能を麻痺させます！

飲酒運転は、ビールや日本酒などの酒類やアルコールを含む飲食物を摂取し、アルコール分を体内に保有した状態で運転する行為です。

アルコールには麻痺作用があり、脳の働きを麻痺（まひ）させます。一般に「酔う」とは、血中のアルコール濃度が高くなることにより、大脳皮質（大脳の理性や判断を司る部分）の活動をコントロールしている大脳下部の「網様体」が麻痺した状態を言います。お酒に酔うと、顔が赤くなる、

多弁になる、視力が低下するなどの変化が現れ始め、さらに知覚や運転能力を司る部分が抑制されることにより、同じ話を繰り返したり、足元がふらついたりします。

このように、飲酒時には、安全な運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。具体的には、気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする、車間距離の判断を誤る、危険を察知しブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなるなど、飲酒運転は、事故に結びつく可能性が高いのです。

また、酒に弱いと言われる人だけではなく、酒に強いと言われる人であっても低濃度のアルコールで運転操作等に影響が見られることが各種調査研究により明らかになっていますので、

飲酒したら絶対に自動車を運転してはいけません！

【参考資料】

- ・ 「低濃度のアルコールが運転操作等に与える影響に関する調査研究」
科学警察研究所交通安全研究室
- ・ 「アルコールが運転に与える影響の調査研究」
財団法人交通事故総合分析センター

(※) 死亡事故率＝死亡事故件数÷交通事故件数×100

○ 飲酒運転による交通事故の発生件数等

1. 飲酒運転による死亡事故の発生状況

～飲酒運転による死亡事故は減少するも下げ止まり傾向～

飲酒運転による死亡事故は、238 件（構成率 6.2%、前年比-18 件、-7.0%）で、13 年連続の減少となりました。飲酒運転による死亡事故は、平成 14 年以降、累次の飲酒運転の厳罰化、飲酒運転根絶に対する社会的気運の高まり等により大幅に減少してきましたが、平成 20 年以降は減少幅が縮小し、下げ止まり傾向にあります。

2. 飲酒運転による交通事故の発生状況

～飲酒運転による交通事故は減少するも下げ止まり傾向～

飲酒運転による交通事故は、4,335 件（構成率 0.7%）で、前年と比べて減少（前年比-268 件、-5.8%）しましたが、飲酒運転による死亡事故と同様に、平成 20 年以降は減少幅が縮小し、下げ止まり傾向にあります。

死亡事故率を飲酒有無別に見ると、飲酒運転の死亡事故率は飲酒なしの約 9.1 倍であり、酒酔い運転に至っては約 19.5 倍と極めて高く、飲酒運転による交通事故が死亡事故につながる危険性の高いことが分かります。

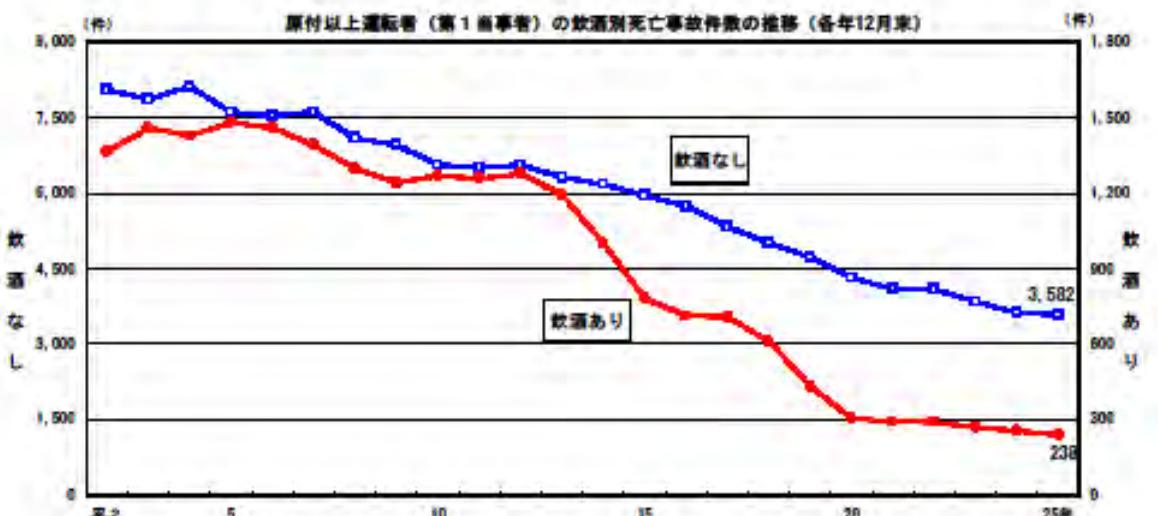
- ・ 飲酒運転による交通事故関連統計（平成 25 年中）

飲酒別の状況と特徴

◎ 飲酒運転による死亡事故は減少するも下げ止まり傾向

原付以上運転者（第1当事者）の飲酒運転による死亡事故は238件（構成率6.2%、前年比-18件、-7.0%）で、13年連続の減少となった。

飲酒運転による死亡事故は、平成14年以降、累次の飲酒運転の厳罰化、飲酒運転根絶に対する社会的気運の高まり等により大幅に減少してきたが、20年以後は減少幅が縮小し、下げ止まり傾向にある。



○ 原付以上運転者（第1当事者）の飲酒別死亡事故件数の推移（各年12月末）

飲酒別	年	平成15年										増減数	増減率	構成率	指標
		15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年				
飲酔い	174	155	146	129	92	54	57	35	44	36	25	-11	-30.6	0.6	14
酒気帯び(10.25以上)	310	308	301	275	230	167	171	173	143	148	151	5	3.4	3.9	49
酒気帯び(10.25未満)	69	56	77	54	40	30	19	23	21	21	14	-7	-33.3	0.4	—
基準以下	85	83	78	82	38	23	23	31	36	27	20	-7	-25.9	0.5	24
知能不全	144	110	107	71	43	31	22	31	26	26	28	2	7.7	0.7	19
小計	781	712	709	611	433	303	292	290	270	266	238	-18	-7.0	6.2	30
飲酒あり構成率	11.3	10.9	11.5	10.7	8.3	6.5	6.6	6.6	6.5	6.5	6.2	—	—	—	54
飲酒なし	5,949	5,738	5,328	5,006	4,720	4,318	4,094	4,090	3,838	3,615	3,582	-33	-0.9	92.0	80
総合不全	162	99	118	81	69	54	47	40	40	38	34	-4	-10.5	0.9	21
合計	6,892	6,549	6,155	5,704	5,222	4,677	4,433	4,420	4,156	3,909	3,854	-55	-1.4	100.0	56

注1 増減数（車）は、平成24年と比較した値である。

2 指標は、平成15年を100とした場合の平成25年の値である。

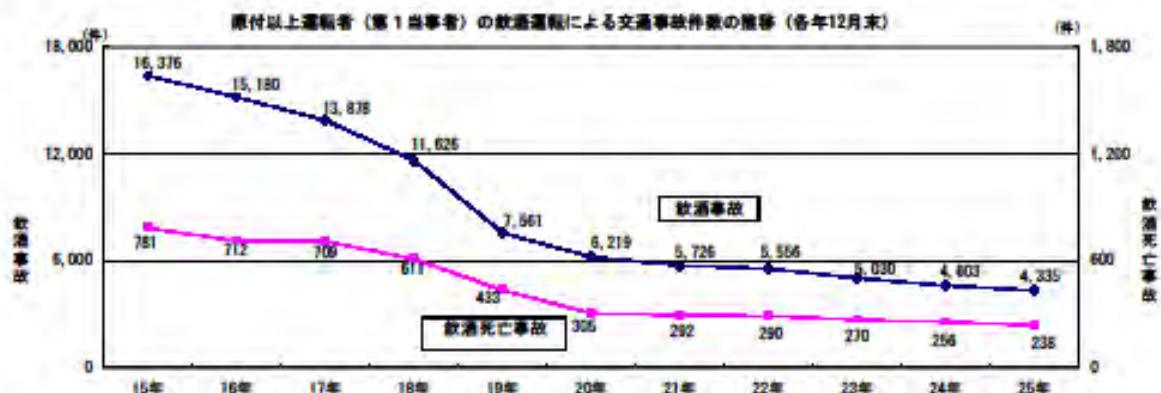
3 「酒酔い」の件数は、交通事故に最も影響を与える法令違反別の分類による件数とは一致しない。

飲酒有無別の状況と特徴

◎ 飲酒運転による交通事故は減少するも下げ止まり傾向

原付以上運転者（第1当事者）の飲酒運転による交通事故は4,335件（構成率0.7%）で、前年と比べて減少（前年比-268件、-5.8%）した。

飲酒運転による交通事故件数は、平成14年以降、累次の飲酒運転の厳罰化、飲酒運転根絶に対する社会的気運の高まり等により大幅に減少してきたが、20年以後は減少幅が縮小し、下げ止まり傾向にある。



○ 原付以上運転者（第1当事者）の飲酒有無別交通事故件数の推移（各年12月末）

飲酒別	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	増減数	増減率	構成率	件数
飲酒酔い	927	772	657	565	396	326	304	254	250	240	212	-28	-11.7	0.6	23
酒気帯び(0.25以上)	8,067	7,757	7,225	6,056	3,969	3,351	3,191	3,184	2,786	2,656	2,528	-121	-4.8	0.4	31
あくまで運転	2,219	2,185	2,087	1,743	1,247	1,019	943	890	826	703	637	-66	-9.4	0.1	-
基準以下	3,111	2,885	2,631	2,369	1,432	1,188	1,024	1,025	961	835	787	-48	-5.7	0.1	20
検知不能	2,052	1,571	1,268	894	527	325	264	203	207	170	171	1	0.6	0.6	8
小計	16,376	15,180	13,838	11,626	7,561	6,219	5,726	5,566	5,030	4,603	4,335	-268	-5.8	0.7	23
飲酒あり構成率	1.8	1.7	1.6	1.4	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	-	-	-	40
飲酒なし	882,174	884,792	886,587	826,485	778,881	716,785	691,852	681,819	650,456	625,635	591,906	-33,730	-5.4	99.2	67
運転不能	1,485	1,275	1,258	976	781	600	544	516	460	472	409	-63	-13.3	0.1	28
合計	900,035	901,247	883,723	839,086	787,223	723,604	688,122	687,891	656,946	630,710	594,645	-34,061	-5.4	100.0	66

注1 増減数（率）は、平成24年と比較した値である。

2 指標は、平成15年を100とした場合の平成25年の値である。

3 平成14年の「酒気帯び(0.25未満)」の件数は、6月以前の件数である。

4 「酔酔い」の件数は、交通事故に最も影響を与えるいる法令違反別の分類による件数とは一致しない。

○ 原付以上運転者（第1当事者）の飲酒有無別死亡事故率の推移（各年12月末）

飲酒別	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	増減数	増減率	構成率	件数
飲酒酔い	18.77	20.08	22.22	22.83	20.71	16.07	18.75	13.78	17.60	15.00	11.79	-28	-11.7	0.6	23
酒気帯び(0.25以上)	3.84	3.97	4.16	4.54	5.81	4.98	5.36	5.34	5.13	5.50	5.97	-	-	-	31
あくまで運転	3.06	2.55	3.69	3.10	3.21	2.94	2.01	2.58	2.54	2.99	2.20	-	-	-	-
基準以下	2.73	2.88	2.96	3.46	2.65	1.94	2.25	3.02	3.75	3.23	2.54	-	-	-	20
検知不能	7.02	7.00	8.44	7.94	8.16	9.54	8.33	15.27	12.56	15.29	16.30	-	-	-	-
小計	4.77	4.69	5.11	5.26	5.73	4.90	5.10	5.22	5.37	5.56	5.48	-	-	-	40
飲酒なし	0.67	0.65	0.61	0.61	0.61	0.60	0.59	0.60	0.59	0.58	0.61	-	-	-	67
運転不能	10.91	7.76	9.38	8.92	8.83	9.00	8.64	7.75	10.43	8.05	8.31	-	-	-	-
合計	0.77	0.73	0.70	0.68	0.66	0.65	0.67	0.64	0.67	0.67	0.67	-	-	-	66
酔酔い／飲酒なし	27.8	31.0	36.2	37.7	34.2	26.7	31.7	23.0	29.8	26.0	19.1	-	-	-	-
酔酔い／飲酒なし	7.1	7.2	8.3	8.7	9.5	8.1	8.6	8.7	9.1	9.6	9.1	-	-	-	23

注2 死亡事故率=死亡事故件数÷交通事故件数×100

○ 飲酒運転の根絶に向けた取組みの広がり

1. 警察の取組み

警察では、全国一斉の飲酒運転取締り強化キャンペーンや一斉取締日を設けるなどして、飲酒運転の取締りを強力に行うとともに、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を積極的に広報しています。また、飲酒運転の危険性の理解を促進するため、運転シミュレーターや「飲酒体験ゴーグル」を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進しています。

また、酒類の製造・販売業者、酒類提供飲食店等の関係業界に対して飲酒運転を抑止するための対策への協力を要請するほか、（財）全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く国民に呼び掛けるなど、民間団体と連携して「飲酒運転を許さない社会環境づくり」に取り組んでいます。

・ 「ハンドルキーパー運動」にご協力下さい！

「ハンドルキーパー運動」とは、「自動車で飲食店などに行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を完全に自宅まで送り届ける。」という運動です。



2. 関係業界の自主的な取組み

政府を挙げての飲酒運転の根絶に向けた取組み強化に加えて、関係業界における自主的な取組みも広がっています。

【事例 1】

酒造業者やビールのメーカーが商品のラベルや広告で飲酒運転防止を呼び掛けたり、ホテル関係団体が「STOP! 飲酒運転」の卓上パネルを制作するなどしています。



【事例 2】

飲食店等には「キーホルダーボード」を備え、来客の車の鍵を預かったり、飲酒した運転手にタクシーや運転代行の利用補助券の交付、駐車場利用の割引等のサービスをしているところもあります。



【事例 3】

バス、タクシー等の事業所において、車両の運行前に飲酒検知を行うといった取組みが広がっています。